

# 全国的なイベント等の相談対応マニュアル（市町向け）

（静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

総合調整・本部事務局 専任チーム「イベント等相談担当」）

令和2年7月20日

## 1 対象となるイベント等

### ①全国的な移動を伴うイベント

- ・数値で判断できないため、対象が不明確であるが、少人数（数十人）でも、首都圏等感染拡大地域から人が集まるようなイベント等などで、相手（主催者）側が自発的に対応を問い合わせてきた場合は、対象として相談に乗る
- ・基本的には、数十人のイベントであれば、基本的な感染対策に十分注意した上で実施するよう念押しして、チェックリスト等の提出までは求めない

### ②参加者が1,000人を超えるようなイベント

- ・屋内の場合は、収容率を50%以内とする必要があるため、会場の定員は2,000人以上となる
- ・同一時点、同一会場でのカウントを基本とし、開催期間が複数日で、延べ参加者は1,000人を超えるものの、1日当たりでは1,000人に満たない場合は、対象外
- ・同様に、会場が複数あり、合計すれば1,000人を超えるものの、それぞれの会場では1,000人未満の場合は、対象外（同一敷地内の場合は同一会場とみなす）
- ・花火大会はお祭りの一種として対象
- ・海水浴場自体は出入り自由の公園等と同等、海の家は飲食店舗等と同等で対象外
- ・対象外であっても県ホームページの紹介など、感染防止対策を呼びかける

## 2 事前相談業務

### （1）事前相談の概要

- ・国の令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」及び「全国的なイベント等の県への相談の対応方針」に基づき、市町が所有・管理する施設等を会場とするイベント等について、主催者からの事前相談への対応・チェックリスト等の内容確認

### （2）事前相談の手順と留意事項

#### ①主催者等から相談の連絡

- ・施設管理者からの場合も考えられるが、主たる相談者は主催者とする
- ・相談者の負担とならないよう、基本的にやり取りは電話とメールを活用する（県の方針や様式等は県ホームページを参照する）

## ②静岡県の感染状況に応じたイベントの開催方針への理解

- ・「静岡県イベント開催における感染防止方針」等による注意喚起・意識の醸成
- ・感染症対策の責任主体は、イベント主催者及び施設管理者にあり、市町や県への相談により、その責任が薄まるものではないことを理解いただく
- ・どのような対策を施しても、完璧に感染を防げるというものはなく、万が一、感染者が出た場合は、速やかに感染拡大防止に取り掛かる心積もりが必要である

## ③イベント概要の聞き取り

- ・イベント概要を聞き取り、対象となるイベント等の場合は、「静岡県イベント開催におけるチェックリスト（主催者用）」のメールによる提出を依頼
- ・国のガイドラインに基づく業種団体等による独自のチェックリストなどで対応している場合は、県のチェックリストにこだわらない
- ・年間スケジュール等、確定している同一イベント等については、一括して提出することを妨げない

## ④事前相談を依頼する趣旨の念押し（相手によって言葉を選ぶ）

- ・今回の事前相談の目的は、主催者側への注意喚起の徹底にある
- ・開催後に参加者の感染等が確認された場合などは、速やかに管轄保健所及び県危機管理部（054-221-2072）に連絡するように伝える
- ・開催日当日に履行確認などをするものではなく、今回の事前確認をしたからといって、市町や県が何らかの保証やお墨付きを与えるものではないことを理解いただく

## ⑤開催により感染発生等が危惧されるイベント等に対する対応

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・発声、歌唱等のイベント（ロックフェスなど）</li><li>・首都圏から多くの方が参集するイベント</li></ul> | など明らかに感染リスクが高いイベントについては、 |
|--|--------------------------|
- 主催者に施設管理者も加え、イベントの特殊性を踏まえた対策を十分に確認するとともに、イベント終了後は、対策等の対応結果の報告を求め、内容を確認する

## (3)「相談結果 提出シート」の提出

- ・主催者等からの事前相談の実施結果について、別紙様式により県本部に報告する
- ・特に報告期限はなく、イベント等の開催前に必着をお願いする
- ・定期的実施されるイベント等は、一括提出を認めているため、開催日は「別紙スケジュール参照」などと記載することで、1行の記載ですとす
- ・県本部は、取りまとめ結果について、随時、保健所等、関係機関と情報共有する

## 3 質疑応答集

- ・県本部は、関連するQ&Aについて、随時、取りまとめて、市町と情報共有する

## 全国的なイベント等への相談の対応の流れ（市町向け）

会場：市町施設

イベント主催者

### 対象イベント等

- ①全国的な移動を伴うイベント
- ②参加者が1,000人を超えるようなイベント

事前相談

市町施設  
(指定管理者等)

連携

市町  
危機管理担当部局等

### 事前相談

- ①主催者等から相談の連絡
- ②静岡県の感染状況に応じたイベントの開催方針への理解
- ③イベント概要の聞き取り
- ④事前相談を依頼する趣旨の念押し
- ⑤開催により感染発生等が危惧されるイベント等に対する対応

提出

### 「相談結果 提出シート」

提出先：静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(事務局 県危機管理部)

※ 県本部は、取りまとめ結果について、随時、保健所等、関係機関と情報共有する。